

職場つみたてNISA 取扱規程

1. 目的

職場つみたてNISA(以下「本制度」という。)を、金融庁職員(以下「職員」という。)の自助努力による計画的な資産形成を支援する制度と位置づけ、本制度を通じて、職員の生活の安定と将来への備えを充実させ、ライフサイクル(子女の教育、住宅購入、老後の生活等)への対応力を向上させることにより、福利厚生の増進を図る。

2. 制度

本制度は、1. の目的を実現するために、原則として、租税特別措置法の少額投資非課税制度に基づく非課税累積投資契約(以下「つみたてNISA」という。)による買付けを活用することとする。但し、課税口座による取引を併せて行うことによって、非課税枠を超える買付けを行うことを妨げるものではない。

3. 制度運営の実施

(1)金融庁は、本取扱規程に定める職場つみたて NISA への参加を希望する金融機関より、職場つみたて NISA に関する適正な申出書を受理し、本制度に基づく事務の実施を了承する。

(2)取扱金融機関は、関係法令諸規則に従い、以下に掲げる業務をはじめとした本制度の運営業務を行う。

- ① 金融庁に対する、口座開設等に関するウェブページの URL の提供
- ② 金融庁の求め等に応じて、口座開設書類の提供
- ③ 金融庁に対する、取扱店舗、担当者名等の通知
- ④ 金融庁職員に対する、金融・投資教育の提供

※ 確定拠出年金法に基づく個人型確定拠出年金(以下「iDeCo」という)の運営管理機関については、上記①～④に関し、iDeCo に関する内容を含む。

4. 職員と取扱金融機関間の契約

(1)職員は、所定の方法で、取扱金融機関に申込を行うことにより、契約を締結する。

(2)利用者(取扱金融機関との間で、本制度に基づく契約を締結している職員をいう。以下同じ。)は、利用者の個人口座からの振替により、定時定額で積立を行う(金融庁による天引きの方法での支払を行うことはできない)。

(3)利用者は、本制度の利用に当たって、投資判断、運用商品の選択・変更、積立金額の設定・変更、取引履歴・資産残高の確認及び取扱金融機関から提供を受ける情報の採否等について、利用者本人の自己責任のもとで行うものとする。

5. 法令・内規上の整理

つみたてNISA等に関する、法令・内規上の整理については、以下の通りである。

- つみたてNISAについては、投資対象の投資信託が、インサイダー取引規制の対象にならないなど、通常、金融商品取引法との関係が問題になることは考えられない。
- つみたてNISAについては、あらかじめ決めた投資対象(投資信託)に、定時定額の積立方式によって機械的に投資するものであり、通常の資産形成の一環として適切に運用される限り、服務関係の法令・内規上、金融庁職員としての公正な職務遂行の観点から問題とはならない。
- つみたてNISAの利用について、事前又は事後の職場への報告は不要である。

※ なお、上記については、同じく投資信託の積立方式を前提とするiDeCoについても同様。ただし、インサイダー取引規制の対象には、上場投資法人（J-REIT）に係る投資証券の取引が含まれる。

6. 金融・投資教育

本制度において、原則として職員は、取扱金融機関の提供する金融・投資教育(iDeCoの運営管理機関については、iDeCoに関するものを含む。)を受けるものとする。なお、取扱金融機関は金融・投資教育の実施に当たって、個別商品に係る営業・勧誘は行わないものとする。

以上